

令和9年度（2027年度） 保育所等入所の手引き

- *申請期間は以下のとおりです。受付場所は、羽生市役所1階 児童保育課窓口です。
- *事前に申請書類をすべて記入し、必要書類が揃った状態で提出してください。（先着順ではありません）
- *申請書類は、児童1人につき1部必要です。年度ごとに様式が異なりますのでご注意ください。
- *申請期間後の希望園変更は原則できません。見学等は混み合うため、早めにお済ませください。
- *育休中の方で、入所保留となった場合に育休延長の可能性のある方は、あらかじめ申請書類一式をコピーしてから、原本を提出してください。

■令和9年4月の入所を希望する方

【1次募集】 平日：令和8年11月2日（月）～11月13日（金） ... 9時～17時
日曜日：令和8年11月8日（日） ... 8時30分～12時

※混雑緩和のため、以下の日程での申請にご協力ください。（指定日以外でも申請できます。）

※きょうだい分を同時申請する場合、年齢が上のお子様の受付日をご利用ください。

受付日	11/2（月）	11/4（水）	11/5（木）	11/6（金）	11/8（日）～13（金）
対象クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	全クラス

【2次募集】 平日のみ：令和8年11月16日（月）～令和9年1月8日（金）

■令和9年5月以降の入所を希望する方（年度途中）

※毎月1日入所

入所希望月	申請期間	入所希望月	申請期間
令和9年5月	R9.1.12(火) ～ R9.4.9(金)	令和9年11月	R9.8.2(月) ～ R9.10.8(金)
6月	R9.3.1(月) ～ R9.5.10(月)	12月	R9.9.1(水) ～ R9.11.10(水)
7月	R9.4.1(木) ～ R9.6.10(木)	令和10年1月	R9.10.1(金) ～ R9.12.10(金)※
8月	R9.5.6(木) ～ R9.7.9(金)	2月	R9.11.1(月) ～ R10.1.7(金)※
9月	R9.6.1(火) ～ R9.8.10(火)	3月	R9.11.1(月) ～ R10.2.10(木)※
10月	R9.7.1(木) ～ R9.9.10(金)		

令和10年1～3月の途中入所を希望する方は、
翌年度分の申請期間内に、
2年度分を同時に申請してください。

■令和10年（2028年）4月の入所を希望する方

【新年度の手引き・申請書類の配布】

令和9年10月1日（金）～予定（児童保育課窓口、ホームページ、各保育施設）

【申請期間】

令和9年11月1日（月）～11月12日（金） 予定

【問合せ】 羽生市 児童保育課 児童保育係 TEL：048-561-1121（内線175～178）

目 次

1	保育認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
2	保育を必要とする事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
3	申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
4	必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 4
5	保育の必要量・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 5
6	利用者負担額（保育料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 5
7	給食費（主食費・副食費）とその他費用・・・・・・・・・・	p. 7
8	市内保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 8
9	各園の特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 9
10	羽生市在住の方が、他市の保育施設を希望する場合・・・・・・・・	p. 11
11	市外在住の方が、羽生市内の保育施設を希望する場合・・・・・・・・	p. 12

<参考> 令和9年度クラス年齢表

クラス年齢	生年月日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日以降

＊4月1日時点の年齢で、クラス（学年）が決まります。

＊入所申込は、原則、申請時点で既に生まれているお子様が対象です。

＊入所可能な月齢・年齢は、施設によって異なります。（保育施設一覧表を参照）



1 保育認定について

保育所等を希望される方は、申請により保育認定を受ける必要があります。

現在「教育認定（1号認定）」を受けている方が保育認定を受ける場合も、申請が必要です。

※保育認定は、保育が必要であることを認定するものであり、保育所等の入所決定ではありません。

認定区分		要 件	申請先
教育認定 (幼稚園枠)	1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	各幼稚園・ 認定こども園
保育認定 (保育園枠)	2号認定	子どもが満3歳以上で、保育を必要とする理由に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	児童保育課
	3号認定	子どもが満3歳未満で、保育を必要とする理由に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	

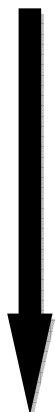
2 保育を必要とする事由

保育認定を受けられるのは、羽生市に住所があり、保護者が以下のいずれかに該当する場合です。

保育を必要とする事由		利用可能期間
就 労	月64時間以上の仕事をしていること（自営業等を含む） ※休憩・通勤時間を除く ※月64時間の目安（就労日数や1日の就労時間数は不問） （例）実働4時間×週4日、実働8時間×週2日 等	最長で就学前まで （退職時は求職へ切替）
妊娠・出産	出産予定月の前月から、 出産予定月の2か月後の月末までの期間にあること	左のとおり （最長4か月間）
疾病・障がい	身体的、精神的に疾病・障がいを有していること	療養を必要としなくなる まで
看護・介護	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること	看護・介護を必要としなくなる まで
災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧に当たっていること	復旧活動を必要としなくなる まで
求職活動	求職活動をしていること（起業準備を含む）	利用開始日から2か月間
就 学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること （職業訓練を含む）	卒業予定日または終了予定 日が属する月の末日まで
(就労／育休) 育休期間中の 在園児の 継続入所	育児休業取得時に、 <u>すでに保育を利用している子どもがいて</u> 、 継続入所が必要なとき ※育休終了後に復職することが決定している場合のみ可 ※産後3ヵ月以降の育休期間中は、「短時間認定」への変更 にご協力ください。	出生した児童が満1歳に達 する年度の、年度末まで

3 申請の流れ

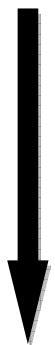
見学



- ・申請前に見学が必要です。（見学が済んでいないと選考できません。）
- ・希望する施設へご自身で直接お電話のうえ、お申し込みください。
- ・見学時に必要な「保育所等見学申請書」は、この手引きの最後に綴じてあるほか、児童保育課窓口・羽生市ホームページで配布しています。
- ・見学はお子様と一緒にお願いします。
- ・見学日は原則として、申請日と同年度（4月以降）の日付としてください。前年度までに見学済で、見学から半年以上が経過している場合は、もう一度見学する必要があるかどうか、念のため希望園へご確認ください。

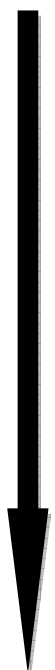
食物アレルギー、健康に関する留意点、日常生活における留意点等がある場合は、見学の際に施設担当者へ必ずお伝えください。

申請書準備



- ・申請書は、児童保育課窓口、または羽生市ホームページで配布しています。
- ・必要書類は「4 必要書類について」（P.4）をご確認ください。
- ・就労証明書は勤務先に作成を依頼してください。発行まで時間がかかる場合もございます。（有効期間：発行から3か月以内）
- 育児休業中に申込をして入所が決定した場合、
入所月の翌月までに育児休業を終了し、職場へ復帰することが必要です。
- 育児休業中に在園児の転園申請をする場合、
転園月の翌月末までに育児休業を終了し、職場へ復帰することが必要です。
（復帰を予定していない場合の入園・転園申請はできません。）

申請書提出



- ・申請期間は表紙のとおりです。
【入所希望月の3か月前～前月10日（土日祝日の場合はその前日）】
- ・必要書類が不足している場合は、受付できないため返却いたします。
- ・申請書に記載された情報の一部については、希望先の保育施設に提供いたします。あらかじめご了承ください。
- ・育休中の方で、入所保留となった場合に育休延長の可能性のある方は、あらかじめ申請書類一式をコピーしてから、原本を提出してください。
- ・申込児童の健康状態により、面談を行う場合があります。

【注意：申請後の変更について】

- 申請書の提出後、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに児童保育課へ連絡してください。
（結婚、離婚、妊娠、転勤、退職、児童の健康状態、アレルギー等）
- 入所の意思が無くなった場合には、「施設利用申込取下書」を提出してください。

選考・

結果通知



【4月入所希望の方】1次募集分：1月下旬頃に、通知発送予定 2次募集分：2月中旬頃に、通知発送予定 【年度途中入所希望の方】入所希望月の前月20日以降に、通知発送	
入所内定の場合	入所できなかった場合
・児童保育課から「保育利用承諾書」等を郵送します。 【市内園で内定】 市からの通知と同時期に、内定した保育施設から、電話連絡または資料が郵送されます。 【市外園で内定】 内定した保育施設へ電話連絡し、手続きを進めてください。 保育施設から先に連絡があった場合は、案内に従ってください。 ※入所を辞退する場合は、至急、児童保育課と内定先の保育施設へ連絡してください。 ※<u>辞退した場合でも、一度内定した申込に対する保留通知の発行はできません。</u>	・初回選考時のみ、「保育利用保留通知書」を郵送します。 ・提出済の申請書は年度末まで有効で、毎月選考の対象となります。 ・<u>2回目以降の通知は、翌月以降の選考で入所が内定した場合のみ、</u> 利用開始月の前月下旬に、「保育利用承諾書」等を郵送します。 ・結果について、電話での回答はしていません。 ・初回選考時以外で保留通知書が必要な場合は、窓口で交付します。 交付希望月の前月下旬（20日以降を目安）に、<u>電話連絡のうえ</u>来庁してください。 ・新年度も引き続き入所を希望する場合は、再度申請が必要です。

入所説明会

- ・入所が内定したら、施設で説明会があります。
- ・説明会については、施設から保護者の方へ別途連絡があります。

入所

- ・毎月1日から入所となります。
- ・お子さまが無理なくなじめるよう、慣らし保育の期間があります。
概ね2週間～1ヵ月程度ですが、児童の状況により延長することもあります。
- ・「求職」で入所した方は、2ヵ月以内に「就労証明書」を提出してください。
- ・「復職」で入所した方は、2ヵ月以内に「復職証明書」を提出してください。
証明書が提出されない場合は、退所となります。

【注意：入所後の変更について】

- 入所後、保育を必要とする理由や家庭状況等が変わった場合は、すぐに届出が必要です。退職してすぐに求職活動をする場合も、認定変更の申請が必要です。

例) 勤務先、勤務時間、退職、家族構成、妊娠、出産、結婚、離婚、死亡、別居、
住民税の課税状況（確定申告等）、転出、連絡先 など

- 上記の届出により、保育時間の認定や保育料等が変更になる場合があります。

原則として毎月10日（土日祝日の場合は前日）締切、翌月からの適用です。

- 施設を退所するときは、施設に申し出のうえ、児童保育課へ退所届を提出してください。

4 必要書類

- ・必要書類は以下のとおりです。児童1人につき1セット必要です。
- ・きょうだい同時入所申込の場合、⑤・⑥・⑦は原本1部とコピーで構いません。

①教育・保育給付認定申請書	⑤父の就労証明書等 …以下の表【A】による
②保育利用申込書	⑥母の就労証明書等 …以下の表【A】による
③申告書	⑦状況により必要な書類 …以下の表【B】による
④入所申込に係る確認書	

【A】保育理由の確認書類

※就労証明書・診断書の有効期間は、発行から3か月以内

保育事由		必要書類
就労(会社員等)		①就労証明書(勤務先が作成したもの)※
就労(自営業)		①就労証明書(自身で作成したもの)※ ②開業届・営業許可証・業務委託契約書・確定申告書のいずれかの写し
妊娠・出産		①母子手帳の表紙の写し ②母子手帳の出産予定日が記載されたページの写し
疾病・障がい		①医師の診断書(保育が困難な旨が明記されたもの)※ または、障がい者手帳・療育手帳 等の写し
看護・介護		①医師の診断書(看護等が必要な旨が明記されたもの)※ または、障がい者手帳 等の写し
求職活動	内定あり	①就労が内定していることが確認できる書類(内定先が発行したもの)
	就労未定	なし(入所決定後に就労証明書を提出)
就学		①在学証明書または学生証の写し ②時間割表、または1週間あたりの就学状況が確認できる資料

【B】状況により必要な書類

対象者	必要書類
他市在住で、 羽生市へ転入予定の方	①転入に関する誓約書(羽生市ホームページまたは窓口で配布) ②転入先住所が分かる書類 ※物件の購入・賃貸で転入予定の方：売買契約書・賃貸借契約書等の写し ※親族等との同居により転入予定の方：親族等が記入した同居同意書(①裏面)
離婚、未婚、行方不明、拘禁等 により配偶者が不在の方	①以下からいずれか1つ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、児童扶養手当証書の写し、 ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、離婚届受理証明書、 行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書等
離婚調停中・裁判中で、 別居している方	①離婚調停中または離婚裁判中であることが確認できるもの (裁判所発行書類)の写し
児童の兄姉が、 幼稚園等に在園している方	①幼稚園等の在園証明書(提出があれば、下のお子様の保育料を軽減できます。 なお保育所・認定こども園は、提出なしで軽減できるため不要です。)
里親委託が行われている方	①入所委託措置通知書の写し
外国籍の方	①在留カードの写し(両面)※就労の可否の確認のため

5 保育の必要量

保育の必要量は、保育を必要とする事由及び就労等の状況に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに分類されます。区分により利用可能時間が異なります。

利用区分	利用可能時間	保育を必要とする事由
保育 <u>短</u> 時間	1日最長8時間	就労・就学（休憩時間を除き月64時間以上120時間未満）、求職活動
保育 <u>標</u> 準時間	1日最長11時間	就労・就学（休憩時間を除き月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護

■ここでの認定は、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。

実際の利用時間は、保護者の就労や疾病等の実情に応じた「保育が必要な時間」となります。

■区分ごとの利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります。（保育施設一覧表を参照）

6 利用者負担額（保育料）

- ・0～2歳児クラスの方は、入所した月から毎月、保育料の納付が必要です。
- ・3～5歳児クラスの方は、保育料は無償です。
（ただし、年度途中で3歳になった場合でも、その年度末までは保育料の納付が必要です。）
- ・納付先や納付方法は、施設によって異なります。

種類	納付先	備考
保育所、保育園	羽生市	納期限：毎月末日（土日祝日の場合は翌平日） ※口座振替または納付書
認定こども園	施設	納付方法・期限等は、施設ごとに異なります。

（1）保育料の算定

- ・保育料の金額は、保護者の方の市町村民税額（合計）によって算定します。
- ・ひとり親家庭において、保護者が非課税で、同居の祖父母などがある場合は、家計の主宰者を算定に含めます。
- ・算定に使用する課税年度は、以下のとおり9月から切り替わるため、年度途中で保育料が変更になることがあります。

保育期間	算定に使用する課税年度
令和9年4月～令和9年8月分	前年度（令和8年度）の市町村民税額 （令和7年1月1日～12月31日の収入により算出）
令和9年9月～令和10年3月分	当年度（令和9年度）の市町村民税額 （令和8年1月1日～12月31日の収入により算出）

(2) 階層ごとの保育料

各月初日における 在籍児童の属する世帯の階層区分			月ごとの保育料 (利用者負担額) (単位：円)	
			0～2歳児クラス	
			標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0
B1	市町村民税が非課税の世帯		0	0
B2	市町村民税が均等割のみ課税の世帯		8,200	8,100
C1	市町村民税の 所得割額 (保護者の 合計)が、 右の区分に 該当する世帯	5,000 円未満	9,200	9,100
C2		5,000 円以上 48,600 円未満	10,500	10,400
C3		48,600 円以上 58,200 円未満	11,400	11,300
C4		58,200 円以上 67,900 円未満	13,500	13,300
C5		67,900 円以上 77,600 円未満	16,200	16,000
C6		77,600 円以上 87,300 円未満	18,800	18,500
C7		87,300 円以上 97,000 円未満	21,300	21,000
C8		97,000 円以上 121,000 円未満	24,700	24,300
C9		121,000 円以上 145,000 円未満	28,000	27,600
C10		145,000 円以上 169,000 円未満	32,100	31,600
C11		169,000 円以上 187,000 円未満	34,500	34,000
C12		187,000 円以上 206,000 円未満	36,700	36,100
C13		206,000 円以上 225,000 円未満	39,400	38,800
C14		225,000 円以上 244,000 円未満	40,400	39,800
C15		244,000 円以上 263,000 円未満	41,500	40,900
C16		263,000 円以上 282,000 円未満	42,900	42,200
C17		282,000 円以上 301,000 円未満	44,900	44,200
C18		301,000 円以上	46,900	46,200

* 算定に用いる市町村民税の所得割額について、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、配当控除、寄付金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。これらの控除がなかった場合の税額で算定します。

(3) 保育料の注意事項

- ・ 保育料は1か月単位となります。月の初日に在籍していれば、登園状況に関わらず、1か月分の保育料がかかります。月途中の退園の場合でも、保育料は日割計算されません。
- ・ 未申告等により課税状況が確認できない場合、保育料は最高額となります。
- ・ 市町村民税額に修正や変更があった場合（確定申告等を含む）や、世帯状況に変更があった場合はご連絡ください。

(4) 保育料の軽減 …以下のいずれかに該当する場合、保育料が軽減されます。

対象世帯	内容
市町村民税所得割（保護者の合計）が 57,700円未満	【上の子の年齢に関わらず、】 第2子：（該当する保育料の）半額 第3子以降：無料
<u>ひとり親世帯に該当し、</u> 市町村民税所得割（保護者の合計）が 77,101円未満	【上の子の年齢に関わらず、】 第1子：（該当する保育料の）半額 第2子以降：無料
複数の児童が保育所等を利用するとき	【未就学児のうち、】 2人目：（該当する保育料の）半額 3人目：無料
3人以上の子どもが同居する世帯	【上の子の年齢に関わらず、】第3子以降：無料 *該当の場合、申請用紙を内定通知書に同封します。

7 給食費（主食費・副食費）とその他費用

(1) 給食費

- ・0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれているため、別途支払いの必要はありません。
- ・3～5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）は、保護者負担となり、各施設で徴収します。
- ・給食費の負担額や支払い方法は、施設によって異なります。

(2) 副食費の免除（2、3号認定）

- ・給食費のうち副食費（おかず・おやつ代）は、以下のとおり免除となる場合があります。
- ・副食費の免除対象となったときや免除対象外（取消）となったときは、市から通知します。

対象世帯	内容
市町村民税所得割（保護者の合計）が57,700円未満	副食費免除
<u>ひとり親世帯に該当し、</u> 市町村民税所得割（保護者の合計）が77,101円未満	副食費免除
複数の児童が保育所・幼稚園等を利用するとき	【未就学児のうち、】 同時利用の3人目以降：副食費免除

- ・判定に使用する課税年度や所得割額の定義等は、保育料と同様です。
- ・1号認定の副食費免除の基準は異なります。別途お問い合わせください。

(3) その他の費用

- ・入所時の「通園バック、体操着、園服、帽子代」等や毎月の「主食・副食費、行事代」等の実費徴収があります。施設ごとに異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

8 市内保育施設一覧

※羽生市内の保育施設は、以下の9施設です。

※保育施設により、入所可能月齢及び保育時間が異なります。

■公立保育所（3施設）

種類	施設名	所在地	電話番号	定員 (人)	保育 月齢	保育時間		延長保育
						短時間	標準時間	
保育所	第1保育所	中央1-3-23	048-561-3572	60	生後 6ヵ月～	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	7:30～ ～18:30
	第3保育所	北2-5-22	048-561-1021	60				
	いわせ保育所	上岩瀬1797-1	048-561-9288	65				

■私立保育園（2施設）・私立認定こども園（4施設）

種類	施設名	所在地	電話番号	定員 (人)	保育 月齢	保育時間		延長保育
						短時間	標準時間	
保育園	いずみ保育園	藤井下組1013-1	048-565-2020	250	生後 5ヵ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	7:00～ ～19:00
	須影保育園	須影757	048-561-1029	150	生後 3ヵ月～	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	7:00～ ～19:00
認定こども園	きむら認定こども園	上手子林76-3	048-565-2114	250	生後 3ヵ月～	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	7:00～ ～19:00
	とねの会こども園	上川俣87	048-561-6200	250	生後 3ヵ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	7:00～ ～19:00
	認定こども園 建福寺幼稚園	南1-3-12	048-561-2209	120	1歳児～	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	7:30～ ～18:30
	かなくぼこども園 キラリ	北荻島430-1	048-565-3675	90	生後 5ヵ月～	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	7:30～ ～19:00

- ・認定こども園とは、保育園と幼稚園の両方の機能を持ち、保育と教育を一体的に行う施設です。
- ・上記表における認定こども園の定員は、施設全体の定員数（保育園枠と幼稚園枠の合計）です。
- ・認定こども園のうち、幼稚園枠（教育認定、1号認定）での入園や申請については、各施設へ直接お問い合わせください。
- ・上記の保育施設のほか、羽生市内には、私立幼稚園が2園あります（増子幼稚園・春山幼稚園）。幼稚園の入園や申請については、園へ直接お問い合わせください。

9 各園の特色

施設名	送迎 バス	一時 保育	保育方針	その他	土曜保育 (希望者)
第1保育所 第3保育所 いわせ保育所	無	有	・健康で明るい、感性豊かな子どもを育てる ・子どもの健全育成のため、子育て支援をする	○子育て電話相談 ○公立保育所の土曜保育は、いわせ保育所での合同保育です。	【標準時間】 7:30~18:30 【短時間】 8:30~16:30
いずみ保育園	有 ※土曜日は無し	有	・心身ともに健やかで、思いやりの心を持ち、体験を通して何事にも前向きに取り組める子 	○子育て支援センター「いずみっこくらぶ」 ○体験学習 ○食育（自園畑での野菜作り、調理体験） ○英会話・体操教室・お茶のおけいこ ○課外教室（スイミング・コスモスポーツクラブ・フィフス英会話、ムーブメント） ○園のホームページをご覧ください。	【通常】 8:00~17:00 【延長】 7:30~18:00
須影保育園	有 ※土曜日は無し	有	・健康で明るく優しい子、自分のことは自分でし、人に迷惑をかけない子、我慢強い子どもに育てる 	○子育て支援センター「ふたばくらぶ」 ○すかげ児童クラブ（学童）併設 ○課外教室（体育教室・スイミング・英語教室・ピアノ教室） ○食育（自園畑での野菜作り・調理体験）の充実 ○すかげすくすくエンジョイプラン ○共愛会ホームページをご覧ください。	【通常】 8:00~16:00 【延長】 7:00~18:00
きむら 認定こども園	無	有	【保育理念】 「安心そして信頼 すべては子どもの最善の 利益のために」 【保育目標】 ・健康でたくましい子 ・友だちと仲良くできる子 ・自由な表現ができる子 ・感性が豊かな子 	○各棟に園庭があり、のびのび遊べる環境 ○一人ひとりに合わせた保育（乳児部は緩やかな担当制） ○食育（野菜洗い、味噌づくり、具だくさん汁作り、とうもろこしの種まき、収穫など） ○英語教室、体操教室 ○課外授業（スイミング、英語教室、体操教室、ピアノ教室） ○子育て支援センター「なかよしひろば」 ○南羽生学童クラブ併設 ○園のホームページをご覧ください。	【通常】 8:30~16:30 【延長】 7:00~18:00

施設名	送迎バス	一時保育	保育方針	その他	土曜保育時間(希望者)
とねの会 こども園	有 ※土曜日は無し	有	・四季の中で五感を育む ・明るく素直な 元気な子を育む ・心豊かな実りある保育 ・未来に生きる力を育む 	○とねの会こども園ホームページ、 インスタグラムをご覧ください ○自然を活かし遊びの中から学べる環境 ○ちびっこ農園、自然探索ができる築山、 ふわふわドーム等 ○食育(栄養教諭)、保健衛生指導(看護師)、 育児相談等(臨床心理士、保育教諭) ○子育て支援センター「ぷち ToNe」	【通常】 8:00~16:00 【延長】 7:30~17:00
認定こども園 建福寺幼稚園	有 ※土曜日は無し	無	・いのちの恵みに感謝し、 他者への優しさ かしこさをあわせ持つ 子どもの育成 	○英語、体操、ピアノなど 課外活動の詳細は、 ホームページをご覧ください。	【通常】 8:30~13:00 【延長】 7:30~18:30 (事前予約制)
かなくぼ こども園 キラリ	有 ※土曜日は無し (乗車は年少児から)	無	・うれしい時には笑い かなしい時には涙を流し くやしい時には闘志を 燃やし 心豊かに生きる力を育て る 	○子育て相談 ○課外教室 (体育クラブ、スイミング、ピアノ) ○身体に優しい自園給食	【通常】 8:30~13:00 【延長】 7:30~18:30

10 羽生市在住の方が、他市の保育施設を希望する場合

- ・羽生市外には、保育所や認定こども園の他に、小規模保育施設や家庭的保育施設等もあります。
 - ・希望の保育施設が所在する市町村によって、申請要件・必要書類・提出先・締切等が異なります。
- 以下の項目を参考に、各市町村の保育担当課へご自身で直接確認のうえ、申請してください。

(1) 一般的な確認項目

■申込の要件を満たすか

- (例) ☐ 他市へ転入予定（いつまでに転入することが必要か？等）
☐ 保護者の勤務地があること（具体的な時間数の規定等）
☐ その他（詳細：_____）

■見学について

- (例) ☐ 見学は必ず必要か？
☐ 見学時に使用する申請書等があるか？

■提出書類について

- (例) ☐ 申請書は、羽生市のものを使用するか？ 相手先市町村のものを使用するか？
☐ 課税証明書等が必要か？（誰の分が必要か？）
☐ 同居親族（保護者以外）の就労に関する証明書等が必要か？
☐ 転入の場合、追加の必要書類は何か？（売買契約書・賃貸借契約書の写し等）
☐ その他（詳細：_____）

■提出期限について

- (例) ☐ 入所希望月の（前月・前々月・その他_____）の_____日までに必着 等

■提出先について

- ☐ 羽生市（転入予定がない場合は、住所地で申請）
☐ 転入先の市町村
（転入予定がある場合、新しい市町村へ申請書を直接提出できることがあります）

(2) 申請の流れ

【他市へ転入予定（羽生市から転出予定）のとき】

- ①転入予定の市町村へ確認のうえ、羽生市または転入先へ、申請書類を提出
- ②選考、結果通知
- ③原則として入所希望月の前月末までに、住民票を異動
- ④住民票を異動後すみやかに、転入先市町村の保育担当課へ、転入の申し出をする

【住民票は羽生市のままで、他市の保育施設を希望するとき】

- ①希望施設がある市町村へ確認のうえ、羽生市へ申請書類を提出
- ②羽生市→希望先市町村へ、協議書と申請書類を郵送
- ③希望先市町村→羽生市へ選考結果が郵送で到着
- ④羽生市→保護者の方へ、選考結果を郵送

1 1 他市に在住の方が、羽生市内の保育施設を希望する場合

- ・ 4月入所希望の場合、市内児童の入所を優先させるため、選考順は以下のとおりとなります。

①転入予定の方… 1次募集分から選考

②勤務地要件に該当し、新規で申請する方… 2次募集分として選考

- ・ 既に羽生市内の保育施設を利用中で、引き続き同園を第一希望とする場合は、1次募集分から選考します。また市内保育施設等で保育士等として勤務する場合も、1次募集分から選考します。

(1) 確認項目

■申請要件 …以下のいずれかに該当する方のみ申請可

☐ 入所希望月の前月末日までに、羽生市へ転入予定の方

☐ 保護者のうち、少なくとも一方が羽生市在勤の方（勤務地要件）

■見学について …申請前に必ず見学が必要

■申請期間 …「入所の手引き」表紙を参照

■提出先 …①転入予定で、入所月の前月末までに確実に住民票を異動できる場合

➡羽生市へ直接提出

②転入予定だが、住民票の異動時期等が不確定な場合

➡原則、住所地市町村へ提出 ※住所地市町村が受付不可の場合は要相談

③勤務地要件の方：住所地市町村へ提出

■提出書類について

☐ 申請書一式

*転入予定の方：原則、羽生市様式を使用

*勤務地要件の方：住所地町村の様式を使用

☐ 状況により必要な書類（P.4 参照）

☐ 住所地市町村に提出する場合は、当該市町村が求める書類

(2) 申請の流れ

【羽生市へ転入予定のとき】

①羽生市（または住所地市町村）へ、申請書類を提出

②選考・結果通知

②入所希望月の前月末までに、羽生市へ住民票を異動

③住民票を異動後すみやかに、羽生市児童保育課へ、転入の申し出をする

（他市の様式で申請していた方は、あらためて羽生市様式の申請書の記入が必要です）

【勤務地要件に該当するとき】

①住所地市町村へ、申請書類を提出

②住所地市町村→羽生市へ、協議書と申請書類が到着

※申請期限までに羽生市必着

③羽生市→住所地市町村へ選考結果を郵送

④住所地市町村→保護者の方へ、選考結果を通知